

名 称		八名井企業団地地区計画					
位 置		新城市八名井字赤松、字朝拝、字大上ミ屋敷及び一畝田字大谷の各一部					
面 積		約 8.4 ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>新城市の南西部、豊橋市・豊川市との行政境に位置しており、産業の振興、都市機能の維持・増進を目的に工業用地として造成工事が完了している。</p> <p>そこで本計画区域では、製造業を中心としたうおいのある中小企業団地としての用途、景観の形成を図ることを目標とする。</p>					
	土地利用の方針	開発事業用地として位置付けされており、良好な企業団地の形成を図る。					
	地区施設の整備方針	道路、公園及び緑地は開発事業で整備済みであり、これらの維持保全を図る。					
	建築物等の整備の方針	<p>良好な企業団地を形成するため、建築物等の用途制限、敷地面積の最低限度を定める。併せて周辺との景観を良好に保つため、壁面の位置の基準を定め空間の連続性を図る。それによって生じた空間の緑化を推進するため、垣及びさくなどの構造の制限を定める。</p>					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名 称	幅 員	延 長	配 置	
			道路 1 号	9.25m	約 644m	計画図表示のとおり	
			道路 2 号	4.00m	約 100m	計画図表示のとおり	
		公園	名 称	面 積	配 置		
			公園 1 号	約 0.3ha	計画図表示のとおり		
		緑地	名 称	面 積	配 置		
			緑地 1 号	約 3.7ha	計画図表示のとおり		
		空地	名 称	面 積	配 置		
			調整池 1 号	約 0.3ha	計画図表示のとおり		
		地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A 地区		B 地区
				地区の面積	約 2.2ha		約 1.3ha
			建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>1 工場（鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用する事業を営むもの及びレディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力 2.5 キロワットを超える原動機を使用する事業を営むものを除く。）</p> <p>2 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表の備考 16 に規定する第四石油類の貯蔵に限る。）</p> <p>3 上記 1 又は 2 に付属する建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>1 工場（鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用する事業を営むもの及びレディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力 2.5 キロワットを超える原動機を使用する事業を営むものを除く。）</p> <p>2 配送センター、物流センター</p> <p>3 倉庫業を営む倉庫</p> <p>4 上記 1 から 3 に付属する建築物</p>	
建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²						
壁面の位置の制限	<p>壁面の位置の制限は、次のとおりとする。</p> <p>1 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）までの距離の最低限は 3m とする。</p> <p>2 隣地境界線から外壁等までの距離の最低限度は 1m とする。</p>						
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側の垣又はさくの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>1 生垣</p> <p>2 透視可能なフェンス、鉄さく等又は敷地地盤面からの高さ 2m 以下の塀とし、道路境界線から 1m 以上後退しなければならない。</p>						